

計畫と住宅問題とは一體化して住民殊に勞働者住宅の提供、不衛生區殊に細民窟の除去とに最も努めたものはロンドンである。かくイギリスにあつては住宅のための道路であり、生産のための道路であるのに、フランスにあつては道路のための建築物であり、消費のための道路であり、イギリスの街路は自治の象徴とも紐帶とも見るべく、フランスの街路は國權の發現とも延長とも見るべきであらう。日本の都市は前述の如く中世の封建都市乃至商業都市の舊態を脱せずして明治時代に至り、西洋の都市に倣つて面目を一新し、災害復興後の東京に於て首府の形態を具へるに至つたが、街路も建築物もパリに比すべくもなく、それよりも住宅と田園郊外に於てロンドンと比すべくもない。國內一般の街路及び道路に於ても英佛獨何れとも比すべくもない。世界の文明國中最も道路を輕視した日本はその築造改造を期し、その保持修理に努め、その利用改良を期さねばならぬ。そこに交通道德と衛生の發達を期すればやがて社會道德が社會衛生と共に確立するであらう。

ローマの道路改良精神を學べ

長谷川久一

能く人の言ふが如くローマの成るや決して一日にして成つたものではない。蓋し其の始め伊大

利北方のポー河流域に一旦定住したアアリヤ民族の一部が漸次南に向つて移轉し行き遂にティベル河の兩岸の數多の丘を自然の與へた要塞とし、之れに據つて四圍の平野を俯瞰しつゝ町を形つた。而してローマの町は近世のその様に唯人々が雜然として住居すると云ふのではなくして部族の神々が祭られる聖所であつた。就中シビレー書は聖書として尤も嚴重に保存せられ、カピトリウス神殿の石函に藏せられ、特別の監督官が此れを守護し且つ解釋するの任に當つた。此の大官と相併んで重要視せられた官職は鳥卜官、橋梁官及び傳宣使であつて合はせて四大聖官と云ふた。橋梁官即ちポンチフは多分ティベル河の橋梁を維持修繕するを以て第一の職務とするより斯く名づけられた様である。此の官は禮拜の儀式を主管し、曆を作り、大祭の年中行事を定むる等の權限を有つて居た。往古埃及人はナイル河洪水の時期を豫知して之れに備ふるの必要ありしより、太陽の運行を精確に測知せんことを力め、其の天文學は夙に發達して居た。然るにローマに於てはティベル河は氾濫の虞とてはなく、其の曆を重ずるは聖日を固く守るの必要を痛感するより年々其の當日を誤まらざらんが爲であつた。斯く交通の維持と曆法の確守とを同一の官職の手に委ねたるを見て、吾人はこれによりローマ人が如何に交通を重要視し且つ神聖視せしかを測定し得べきであらう。ルーソーは其の著『民約論』の第四章に於てローマの民會のことを解説するに當り、ローマ王制時代の歴史は單なる寓話又は傳説に過ぎないと云つて居る。併しジエヴオンス等が云つて居る通り、神話傳説は古代慣習、古代傳統の殘物であり、よしそれに非合理的な所があつたにせよ、其れが反つて古

代の慣習傳統を理解せしむる所以に他ならないのである。ギリシヤ人の多數は山地の人民であり、山地の住民は狩獵、畜産及び小規模の農業に依つて其の生活を營み、敢て他人の協力援助を必要としなかつた。彼等は政治的に本來自由であり、斯る生活は彼等をして強大勇敢ならしめたのである。ペルセウスと云ひヘラクレスと云ひギリシヤ神話は皆自由奔放な人物に就て語られ是れが取りも直ほさずギリシヤ精神を赤裸々にあらはして居る。其れと同様にローマ最初の王制時代の歴史はよしそれが寓話神話に過ぎないと確定しても其の民族精神を雄辯に物語る點に於ては少しも其の價値をおとさないのである。此の意味からローマ建國の状態に就て稽へて見るのに、其の初代の王ロムルスの名から來たローマと云ふ名詞はギリシヤ語であつて權力を意味する。第二の王ヌマと云ふ言葉も亦ギリシヤ語であつてそれは法則を意味する。このローマ都市國家の最初の二人の王が名づけられた名詞其のものから云つてローマ精神は法を尙ぶ精神であると見做すも敢て不當ではあるまいと思はれる。斯くの如くにローマ人は權力と法則、支配と秩序たる法律を尊び、従つて法律家は無上に重ぜられ、ギリシヤで重ぜられた藝術家は町から驅逐された。又僧侶階級はそれ自體としては敢て格別の尊敬を受けることは無かつた。ローマ人は巧みに宗教を政治に利用はしたが僧侶をして政權に與らしむる事をしなかつたのである。つまり法律はローマ人に取つて彼れ等が總べての外國民族に對して誇示すべき國民的の長所であり、ギリシヤ文化を輸入しながらも之れ以上に出でしめた或るものであつた。ルーソーは法律こそ人性を墮落せしめた責任者であると説いて

居るが法律秩序なき社會は一種の夢想に過ぎない。ローマ人の正義に對する愛着の念又法律違反に對して彼等の有つた嫌惡の情は法律の終局的勝利を信ぜしめ遂に比類なき法律的文化を生ましむるに至つた。

併し法律が已に一定の生活規準であり人をして其の條規に對して常に恭順ならしめんとせば必ずそれに不變性と確實性とが無ければならない。朝令暮改は決して法律の眞價を高めるものではない。如何に優秀な法律であつてもそれが確實性不變性を有つて居ないなら不變確實の惡法にも劣るのである。ローマ人は法令の此の不變性確實性が團體の共存生活に取つて如何に價値あるかといふことを其の經驗から感知して居た。彼れ等はギリシヤ人が自由を意識して居た様に秩序を能く意識して居り而してローマの秩序の外形的象徴は其の道路に見ることが出来る。建國以來着として其の版圖を擴張して行つて當時の全世界を統合し且つ整頓せしめて居たものはローマの道路である。實にローマ人の襟度は最もよく彼等の道路に覗はれる。彼れ等の遠征を歓迎する民族が随分澤山にあつたといふことは全く此の理由に基くと云はなければならぬ。

パアトンスは其の著政治的諸理想の中に云つて居る。ローマ人が遠征して來た所には常に確立せられた秩序が支配するを以て例とした。實際ローマの秩序の外部的象徴又は物質的刻印は諸々の道路と植民地とであつた。ローマからは多くの道路が新に征服せられた地方へ向つて修築せられて行つた。それは商業取引に對し永續的の疏通の道を與へ政府其のものに對しては自然的障礙

を克服する爲めに準備せられたる諸手段を與へた。諸種の部族の定住地を隔離する所の荒地のかはりに諸々の道路による交通は人々をして緊密に結合せしめた。又ローマの軍隊はこの道路に依つて一層早く進軍するの利便を得た。斯く古代伊太利の地圖に於て最も人目を惹くものはローマから發して四方八方へ岐れて通ずる道路の姿であつたと。洵に能く道路のローマに於ける威力效用を描き出だして居るのである。

ローマは元來美術の國民ではなかつた。隨つて其の美術文藝には獨創として見るべきものはなく、殆ど凡べてがギリシヤの模倣に過ぎなかつた。又ローマ人の創見にかゝる哲學と云ふものもなく是れ又ギリシヤの糟粕を嘗むるに過ぎなかつた。されどもローマ人は所謂實際的の國民であつた。彼れ等は已に紀元前四世紀の頃青銅を以て貨幣を作ることをはじめのみならず、第三世紀の始めには銀貨を鑄造し使用した程であつた。水道の出來上つたのは紀元前三一二年であつて而かも其の水路の大部分は地下道を通ほるものであつた。この後ローマは數世紀に亙り人口の絶間なき増加のため、更に幾多の水道を建設する必要に迫られた。其の或るものは高き石造のアーチを以て通水路となし、最も遠距離から通水するものは延長五十五哩に及んだ。道路としては同じ紀元前三一二年にカプア地方との間の秩序を保たんがためアツピヤ街道建設せられ、後紀元前二〇九年には北方への進路を安全ならしむるためフラミヤ街道が出來、紀元前百九十年頃には更に其の北方にエミリヤ街道續いて又エミリヤスカウリ街道が修築されるといふ盛大ぶりであつた。此れ等の道路

は皆能ふ限り直線に且つ平坦に造られ、峻な丘陵は墜道にて貫き、沼澤と深き谿谷とには石造の廣大な堤道が架設せられた。路面は路床を先づ強く堅め、其の上に平滑にして耐久力ある大石を敷き、つめ路傍には里程碑を立て、其の間には乗馬の際に使用する踏石を置いた。此れ等は實にローマ人が其の優秀な法律に依つて與へられた安定の念慮、健全にして力強き其の法律的精神を具體化したものに他ならなかつたのである。

明治二十三年十月六日法律第九十八號を以て一旦施行を命ぜられた吾が舊民法はフランス民法を基礎とするものであり、明治三十一年七月一日以來施行せられて居る吾が現行民法は同様にフランス民法及びドイツ民法草案を模範として作られたものである。その意味に於て本邦の法律の條規は皆大なり小なりローマ法を繼受して居るものたることは疑を納れないのである。而してローマの道路は内に向つては國內の文化を進め外に向ては異民族外邦を和合せしむる文化目的を有して居たことを思へば、昭和の聖世に當つて本邦人士は能く又此の精神を體得して施設する所無くんばある可らずと思ふのである。シセロはローマ建國の成果を讚美して云つた。道は開かれて世界の都は羅馬に通じ、ローマの大道は世界に通ずと。洵に至言と云ふべきであらう。唯論者或は曰ふかも知れぬ。ローマは伊太利半島にあつて元々大陸の地續きであつた。そのローマの精神を四面環海の吾が國にそつくり其の儘移し植ゑよと云つても無理ではないかと。併しそは思はざるの甚しきものであつて、ローマ帝國の漸次成長するや益々其の道路を延長せしめ、其の精神の貫く所イギ

リス海峡を飛び躡えて英國に渡り此の島國の道路の改良を促したのである。英國の現時の文明すら斯くローマ道路に負ふ所が偉大である。然らば何ぞ吾が國が島國たるがためローマ精神を學ぶに妨げあるの理あらんやである。方今國際關係は益々緊密の度を加へ五州自ら鄰をなすといふ實際の情況となつて來た。此の時に當り大國民の襟度を廣濶ならしむる一に其の道路精神の旺盛なるや否やにかゝるのであるとするならば、まさに此の點は本邦諸人士の三顧を乞ふべきの一要項たるを失はない。一旦テイベル河畔に勃興した文化の波紋は二千餘年の歲月と幾多の國境とを隔つるに拘はらず、吾が國の現代文化に對する好き訪れとして吾々の戸をたゞいて居るのである。此の歡迎すべき賓客に對し之れを請入れて優待することが即ち現在に於ける吾人として迎へべき本來の路線たりと信するのである。